

国際機関の標章に係る商標の登録要件の見直しについて(案)

平成 26 年 10 月

1. 概要

改正商標法においては、①需要者の間に広く認識されている商標、②国際機関の業務との関連性の低い商品又は役務に使用する商標で国際機関の略称と同一又は類似のものについては、商標法第 4 条第 1 項第 3 号の規定の適用対象から除外している。

商標法第 4 条第 1 項第 3 号

国際連合その他の国際機関（ロにおいて「国際機関」という。）を表示する標章であつて経済産業大臣が指定するものと同一又は類似の商標（次に掲げるものを除く。）

イ 自己の業務に係る商品若しくは役務を表示するものとして需要者の間に広く認識されている商標又はこれに類似するものであつて、その商品若しくは役務又はこれらに類似する商品若しくは役務について使用をするもの

ロ 国際機関の略称を表示する標章と同一又は類似の標章からなる商標であつて、その国際機関と関係があるとの誤認を生ずるおそれがない商品又は役務について使用をするもの

2. 基準改訂の方向について

- (1) 本号イ又はロに該当するか否かの判断時期は、国際連合その他の国際機関（ロにおいて「国際機関」という。）を表示する標章を経済産業大臣が指定した時としてはどうか。
- (2) 本号における「類似」の判断にあたっては、国際機関との関係の誤認を生ずるおそれがあるか否かを十分に考慮するものとしてはどうか。
- (3) 本号イでいう「需要者の間に広く認識されている商標」には、最終需要者まで広く認識されている商標のみならず、取引者の間に広く認識されている商標を含むものとしてはどうか。

- (4) 本号イでいう「需要者の間に広く認識されている商標」かについては、例えば、次の事実を勘案して判断することとしてはどうか。
1. 実際に使用している商標並びに商品又は役務
 2. 使用開始時期、使用期間、使用地域
 3. 生産、証明若しくは譲渡の数量又は営業の規模（店舗数、営業地域、売上高等）
 4. 広告宣伝の方法、回数及び内容
 5. 一般紙、業界紙、雑誌又はインターネット等における記事掲載の回数及び内容
 6. 需要者の商標の認識度を調査したアンケートの結果
- (5) 本号ロについては、例えば、次の事実を勘案して判断してはどうか。
- ・ 国際機関が行う役務と出願に係る指定商品又は指定役務との関連性

同号ロに該当すると考えられる例：

- 国際機関が行う役務が食品関係
- 出願に係る指定商品が自動車

この場合は、国際機関の業務（食品）と出願に係る指定商品（自動車）との関連性が低いものとして、原則として、本号ロに該当するものとしてはどうか。